



25 地域福祉の推進



(1) ずっと住みたい やさしいまちプランの策定

●練馬区地域福祉・福祉のまちづくり総合計画

地域福祉の推進と福祉のまちづくりに総合的・一体的に取り組むため、28年3月に、「ずっと住みたいやさしいまちプラン（練馬区地域福祉・福祉のまちづくり総合計画）（27～31年度）」を策定した。

この計画は、「社会福祉法」に規定する市町村地域福祉計画であり、「練馬区福祉のまちづくり推進条例」に規定する福祉のまちづくりの推進に関する計画としても位置付けられている。

1 基本理念

本計画で定められている基本理念は、以下のとおりである。

【共感】 人々の多様な状況を共感をもって理解し、多様な意見を取組に反映させます。

【協働】 区、事業者および区民等が、主体的に取り組み、相互に尊重し、協力することにより推進します。

【推進】 着実に実施することにより継続的に発展させていきます。

2 計画の体系（施策と事業）

「ともに支え合う だれもが自由に社会参加のできるまち」の実現を計画目標とし、その実現に向けた施策と事業（4施策49事業）で構成されている。

- (1) ともに支え合う地域社会を築く（17事業）
- (2) ユニバーサルデザインに配慮したまちづくりを進める（14事業）
- (3) 多様な人の社会参加に対する理解を促進する（12事業）
- (4) 福祉サービスを利用しやすい環境をつくる（6事業）

(2) ともに支え合う地域社会を築く

●平常時にゆるやかに見守りあえる地域づくり

社会福祉法人練馬区社会福祉協議会の地域福祉コーディネーターが中心となり、区民である地域福祉協働推進員（ネリーズ）と協力しながら地域のネットワークづくりを進める活動を区が支援している。

●災害時要援護者支援の充実

大地震などの災害が起きたとき、自力で避難することが難しく、支援を必要とする方（災害時要援護者）について、申請により登録する災害時要援護者名簿を作成し、平常時から関係機関と情報を共有している。

さらに、名簿に登録されていない方で避難の支援が必要な方についても、比較的被害が大きな地域を優先して、区職員が中心となり安否確認を行う体制を構築している。

また、区内の社会福祉施設等を福祉避難所（※）として指定している。

28年度には、介護・障害福祉サービス事業者と「災害時におけるサービス利用者の支援に関する協定」を締結し、要援護者に対する災害時の生活支援体制を強化した。

※福祉避難所：

災害時に避難拠点での生活が困難な方を受け入れる避難所（29年度末現在 40か所）

●民生・児童委員

民生委員は、「民生委員法」に基づいて厚生労働大臣が委嘱している。生活に困っている方や高齢者などの相談に応じている。

任期は3年で児童委員を兼ね、児童福祉の向上にも努めている。

●地域福祉パワーアップカレッジねりま

「地域福祉を担う人材の育成」と「育成した人材を活かす仕組みづくり」を目標に開設した。29年度末現在、10期生34人、11期生20人が在籍している。

●ユニバーサルデザイン推進ひろばの運営

区民、事業者等との協働によるバリアフリー整備、ユニバーサルデザインのまちづくりを推進するための正しい知識や必要な情報を提供する拠点として開設している。

●やさしいまちづくり支援事業

区民主体の創意工夫あふれる企画提案事業に対して、活動費の一部助成やアドバイザー派遣などの支援を実施している。29年度は18団体に対して支援を行った。

●非営利地域福祉活動団体への補助金交付

非営利で、家事援助または介護サービス、移動サー

ビスおよび食事サービスの活動を1年以上実施している団体を対象に補助金を交付している。29年度は16団体に対して交付を行った。

●福祉有償運送の支援

NPO法人等が障害者や高齢者などの送迎を有料で行う福祉有償運送は、自治体で設置する運営協議会の協議を経て、運輸支局に登録された法人に限り合法的に実施できる。

区では、学識経験者やタクシー関係者、NPO法人などで構成される福祉有償運送運営協議会を設置し、協議を行っている。

(3) 多様な人の社会参加に対する理解を促進する

●小学生ユニバーサルデザイン体験教室

まちの中にあるバリア（段差など）等への興味関心を高めることにより、多様な人に対する理解の促進に取り組んでいる。29年度は、小学校3校で4回、区内在住・在学の小学校3～6年生を対象に1回実施し、延べ366人が参加した。

●情報通信技術を活用した情報バリアフリーの推進

誰もが気軽に外出できるよう、区立施設や駅などの公共施設のバリアフリー状況が分かる地図情報を発信する練馬区バリアフリーマップ「あんしんおでかけマップ」を29年2月からインターネット上で公開している。

(4) 福祉サービスを利用しやすい環境をつくる

●権利擁護センター「ほっとサポートねりま」

区と社会福祉法人練馬区社会福祉協議会が、高齢や障害のため、福祉サービスの利用や財産管理が困難な方に必要なサービスや制度を紹介し、地域で安心して生活できるように支援することを目的として、17年1月に開設した。福祉サービスの利用手続きの支援、成年後見制度の利用支援などを行っている。

なお、19年1月に、区における成年後見制度活用を促進するための「成年後見制度推進機関」として位置付けられた。

●社会福祉法人の指導監査・設立認可等

区内のみで事業を行う社会福祉法人の指導監査・設

立認可等の権限が、25年度に都から区へ移譲された。

法人の自立的な経営基盤を確立することや事業運営の透明性を確保するために指導監査を行っている。29年度は9法人に対して指導監査を実施し、そのうち7法人は、障害・介護・保育の施設検査を合同で実施した。また、全所轄法人を対象に集団指導を1回実施した。

社会福祉法人の設立認可については、29年度はなかった。

●苦情対応のための第三者機関の設置

保健福祉サービスの利用に関する苦情や相談に適切に対応する第三者機関として、15年6月に保健福祉サービス苦情調整委員を設置した。

弁護士等学識経験者からなる委員3人と、専門相談員（非常勤職員）2人で構成されている。

(5) 練馬区社会福祉協議会との連携

●社会福祉法人練馬区社会福祉協議会（社協）

社協は、地域の社会福祉活動を推進することを目的とした営利を目的としない民間組織である。全国の自治体に設置されており、「社会福祉法」において、「地域福祉の推進を図ることを目的とする団体」と定められている。

1 活動

公共性の高い組織として以下のような活動をしている。

- (1) ボランティア活動の推進や権利擁護センターの運営
- (2) 共同募金への協力
- (3) 区の福祉事業の受託

2 理念

「ひとりの不幸も見逃さない～つながりのある地域をつくる～」を理念に掲げている。

27年度に「第4次地域福祉活動計画」を策定した。この計画は、「ずっと住みたい やさしいまちプラン」と両輪をなす計画であり、区と社協は協働して地域福祉の向上に取り組んでいる。

30年度より練馬区障害者就労促進協会と統合し、生活支援と就労支援の両面から、障害者福祉の充実に取り組んでいる。